

# い な ほ 90号

◆ 発行：日南町農業委員会

◆ 編集：広報委員会

## 令和8年度 標準農作業賃金のお知らせ

令和8年度 標準農作業賃金が決定しました。

燃料費が高騰しており、今後も高騰する傾向にありますので契約の際には両者でよく話し合っ  
て決定してください。

（※消費税含む）

作業名		作業単価	備考
農作業 （1時間あたり）		1,030円	
田植え （10aあたり）		ほ場条件に関係 なく統一単価 9,000円	すみ植えは依頼者 施肥機付
耕	荒起こし （10aあたり）	ほ場条件に関係 なく統一単価 8,000円	燃料費、回送料含む
	荒がき （10aあたり）	ほ場条件に関係 なく統一単価 6,000円	燃料費、回送料含む
耘	代かき （10aあたり）	ほ場条件に関係 なく統一単価 7,000円	燃料費、回送料含む
ブロードキャスター （10aあたり）		2,700円	燃料費、回送料含む
コンバイン （10a当たり）		ほ場条件に関係 なく統一単価 20,000円	燃料費、回送料含む 倒伏、軟弱田等は別途協議
乾燥・籾摺り （摺上玄米30キロ当たり）		1,000円	生籾水分量に関係なく 燃料費含む
乾燥・籾摺り・色彩選別 （摺上玄米30キロ当たり）		1,400円	生籾水分量に関係なく 燃料費含む
色彩選別 （摺上玄米30キロ当たり）		550円	
防除作業（動噴、ドローン） （10a当たり）		薬剤散布 2,700円	薬剤費は依頼者負担
草刈作業 （1時間当たり）		あぜ草等 2,000円	燃料費含む
畔付け （1m当たり）		80円	燃料費、回送料含む

## 令和7年実績 賃借料状況一覧

令和7年1月から令和7年12月末までに契約された10aあたりの賃借料の各地域の水準は次のとおりです。

この水準は、農地法第52条の規定に基づき、賃借料決定の参考として提供するものです。実際の契約にあたっては、貸し手・借り手の両者でよく協議した上で締結してください。

**なお、物納及び使用貸借契約については集計に含まれません。データ数は貸借の契約件数であり筆数ではありません** (10a当たりの賃借料)

地区名	平均 (円)	最高 (円)	最低 (円)	件数
日野上地区	5,198	6,909	4,000	44
山上地区	4,834	6,000	1,508	60
阿毘縁地区	5,254	7,000	3,000	12
大宮地区	3,750	4,000	3,000	4
多里地区	11,109	27,347	4,002	5
石見地区	4,800	6,764	1,963	22
福栄地区	3,031	4,313	2,025	11
日南町全体	5,009	27,347	1,508	158

### 農地の売買や転用をする場合には、 農業委員会までご相談ください

農地を売買したり転用したりするときは、農業委員会で手続きを行ってください。もし許可を受けないで行った場合には、農地法に基づき工事の中止や原状回復等の命令や罰則が適用されることがあります。

詳しい内容や申請書類については、農業委員会事務局までご相談ください。

#### ○農地の売買等

農地を売買あるいは貸し借りするなど、耕作目的で農地の権利移動をする場合には、農地法第3条の規定による農業委員会の許可を受けなければなりません。

また、相続によって農地を取得した場合には、農業委員会へ届出が必要になります。

#### ○農地の転用

農地を住宅や駐車場といった農地以外の用地に転換する場合には、農地法第4条又は第5条の規定による許可を受けなければなりません。一時的に資材置場等に利用する場合もこれに該当します。

- ・所有者が自ら転用する場合（農地の権利移動を伴わない転用）・・・第4条転用
- ・売買、賃借等を伴う場合（農地の権利移動を伴う場合）・・・・・・第5条転用

※なお、農業振興地域の農地において転用する場合には、あらかじめ農業委員会へご相談いただき、除外の手続きを行う必要があります。

## 梅林農業委員 農林水産大臣表彰

### 梅林委員御礼のご挨拶

この度は傘寿80歳を過ぎて身に余る農林水産大臣表彰という栄を賜り誠に恐縮しています。これはひとえに地域の皆様に支えて頂き、日南町農業委員会会長職12年、JA推薦等合わせて16年もの長きにわたり歴代農業委員、推進委員の皆様の協力のもと務めさせていただきました。

この表彰は私個人のものでなく歴代の日南町農業委員の農業にかける熱意と活動の証と思っています。

古くは昭和40年代から継承されている移動農地銀行、平成30年地域農業の将来に関する意向調査、令和2年日南町農業の将来ビジョンの取りまとめ、近年は農家の要望を町へ提言など日南町農業委員会の実績に至るものと思っています。

農地が荒れば地域も集落も崩壊します。これからも農家の意向をくみ取り、農地が耕されているうちに、次の耕す農家に引き継いでいく努力を農業委員会全員でしたいと考えています。

この度は栄誉ある農林水産大臣表彰、誠にありがとうございました。



## 農業委員会活動報告

### 令和7年度 移動農地銀行開催

令和7年11月17日（月）から11月21日（金）まで各地域振興センター及び、役場を会場に農地相談会を開催しました。

農業委員会では農地に関する困りごとや、利用権設定の更新手続き支援など、各地区の農業委員、農地利用最適化推進委員が窓口となって対応しますので、お気軽にご相談ください。



### 令和7年度 鳥取県農業委員会特別研修会

令和7年12月3日（水）、倉吉市を会場に鳥取県農業委員会特別研修会が開催されました。

研修会では新潟県阿賀野市農業委員会会長職務代理 笠原尚美氏から「地域計画策定までの実行への取り組み」について講演されました。また、全国農業会議所 専務理事 稲垣照哉氏から「農業委員会をめぐる情勢」と題して、地域計画のブラッシュアップに向けた農業委員会の役割について講演が行われました。

農業委員、農地利用最適化推進委員は地域計画のブラッシュアップに向けた話し合い活動のコーディネーター役として期待されているということを再認識しました。



## 知って得する農業者年金

農業者年金は、農業者がより安定した老後を過ごすことができるよう国民年金に上乗せする公的年金です。次の3つの要件を満たす農業者なら、どなたでも加入できます。

- 農業者なら誰でも加入できる終身年金
  - 認定農業者等、一定要件を満たす場合には国庫補助による政策支援
  - 全額社会保険料控除の税制優遇措置
- 農業者年金の加入には
- ◎国民年金第1号被保険者であること
  - ◎年間60日以上農業に従事していること
  - ◎65歳未満であること

インターネットやスマホで簡単に将来受け取れる年金額のシミュレーションもできます。詳しくはJAまたは農業委員会へご連絡ください。

**国民年金の上乗せで豊かな老後を！**

## 全国農業新聞 購読料改定のお知らせ

令和8年4月1日から購読料が改定になります。

政策の動向や法改正、農業経営に直結する情報や、地域ごとの先進的な事例や、農家の取組など具体的に紹介しています。ぜひ1度手に取っていただき、情報収集のツールとして全国農業新聞のご購読をご検討ください。みなさんのお申し込みをお待ちしております。

毎週金曜日発行	B3版 8～10頁建
購読料：新聞本紙	月 700円→ 月 900円（送料・税込）
電子新聞	月 500円→ 月 700円（税込）
購読の申込み・相談先	日南町農業委員会事務局
	※電子新聞の申込みは、全国農業新聞ポータルサイト「あぐりオンライン」で受付ています。



## 野焼きについて

農業における野焼きとして行われている、稲わら・もみ殻・畦畔の草刈り等の焼却は、農業を営む【やむを得ないもの】として例外的に認められています。実施には周囲への配慮が必須です。

- 風の強い日や乾燥した日は避けてください。
- ご近所とのトラブルを避けるため事前周知を行ってください。
- 火災と誤認される恐れがあるため、事前に消防署へ届け出が必要です。
- 事前に消火の準備を行い、完全に火が消えるまでその場を離れないでください。

## 〔編集後記〕

春の農作業に向けて、準備が始まり忙しい時期になりました。2025年9月の全銘柄の全国平均は玄米60kgあたり36,895円で前年より63%（14,195円）上昇し、過去最高を更新しました。農家の中でも高すぎると思う人も少なくないでしょう。

また、この5年間で全国の農家が4分の3に激減しました。課題の多い中山間ですが、人が暮らしコメを作り続けることは、大雨の時に保水して下流の洪水を防ぎ、獣害が町に及ぶのも防ぐ役割も担っています。小さい農家が守る小さい田んぼは、農業の多面的機能に大いに貢献していると思います。

広報委員会委員長 坪倉完洋 委員 福田英夫・梅林操・佐々木幸喜

◆ 農業委員会だより「いなほ」に関するお問い合わせは日南町農業委員会事務局へ ◆

〒689-5292 鳥取県日野郡日南町霞800番地 TEL：0859-82-1902 FAX：0859-82-1478